

新築住宅取得補助金

対象期間:

令和4年3月31日まで

※新築住宅：人の居住の用に供したことがない住宅であって、工事完了から1年以内のものをいう。

補助を受けていただくためには以下の
すべての要件に該当していることが必要です。

(1) 居住に関する要件

- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに住宅の新築又は新築住宅を取得していること。
- 対象住宅に居住し、住民登録していること。

(2) 年齢等に関する要件

- 満45歳未満で、婚姻又は義務教育終了前の子どもを扶養していること。
※同居の配偶者が満45歳未満である場合も対象となります。

(3) 住宅に関する要件

- 別荘等一時的に使用される住宅、賃貸等営利を目的とする住宅でないこと。
- 移転補償、賠償等の補てんを受けて取得した住宅でないこと。
- 共有の場合、居住する全員の持ち分の合計が2分の1以上であること。
- 贈与等取得対価の伴わない方法で取得した住宅でないこと。
- 建築基準法に定める検査済証又は耐震基準適合証明の交付を受けた住宅であること。

(4) その他の要件

- 過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けていないこと。
- 世帯全員に町税等の滞納がないこと。
- 世帯全員が暴力団等の関係者でないこと。



住宅の取得の日から90日以内に申請

申請書と添付書類を提出してください。

審査の結果により、**補助金(最大15万円)**を交付します。

※補助基本額 10万円(町外転入者又は子育て世帯 5万円を加算)

詳しくはお問合せください

岬町総務部企画地方創生課

電話:072-492-2775(直通)

ホームページ:<http://www.town.misaki.osaka.jp/>